

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 五 号

平成二十四年三月十六日(金曜日)

午後零時三十七分開議

出席委員

委員長 池田 元久君

理事 岡本 充功君

理事 長妻 昭君

理事 和田 隆志君

理事 田村 憲久君

理事 相原 史乃君

理事 大西 健介君

理事 齊藤 進君

理事 田中美絵子君

理事 玉木 朝子君

理事 仁木 博文君

理事 初鹿 明博君

理事 福田衣里子君

理事 三宅 雪子君

理事 宮崎 岳志君

理事 山崎 摩耶君

理事 あべ 俊子君

理事 菅原 一秀君

理事 谷畑 孝君

理事 松浪 健太君

理事 高橋千鶴子君

理事 阿部 知子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

委員の異動

三月十六日

辞任

藤田 一枝君

江田 憲司君

補欠選任

中屋 大介君

柿澤 未途君

同日

辞任

中屋 大介君

柿澤 未途君

補欠選任

藤田 一枝君

江田 憲司君

三月十五日

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

池田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小宮山厚生労働大臣。

児童手当法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○小宮山国務大臣 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

子育てに係る経済的支援については、昭和四十七年の児童手当制度の発足以来、これまで順次拡充が行われてきましたが、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき、子ども手当の支給は、平成二十三年度分限りになつております。

このため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、

次代の社会を担う子供の健やかな育ちに資することを目的として、子供を養育している方に対し、子どものための手当を支給することにし、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、児童手当法の題名を、子どものための手当の支給に関する法律に改めることにしています。

第二に、子どものための手当については、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父もしくは母、未成年後見人またはこれら父母等が指定する者等に支給することにして

います。

なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合には、子供と同居している者に支給することにして

います。

さらに、子供が児童養護施設等に入所している場合には、その設置者等に支給することにして

います。

また、子供については、国内居住要件を設けることにしています。

子どものための手当の額は、一月につき、三歳未満の子供については一万五千元、三歳以上小学校修了前の第一子または第二子の子供については一万円、三歳以上小学校修了前の第三子以降の子供については一万五千元、小学校修了後中学校修了前の子供については一万円にすることにしています。

また、平成二十四年六月分以降については、前年の所得が一定の額以上である場合には、一律五千元にすることにしています。

第三に、子どものための手当の支給に要する費用については、被用者に係る費用のうち三歳未満の子供に係る部分については、その十五分の七を事業主からの拠出金で充て、その四十五分の十六を国庫が負担し、その四十五分の四を都道府県と

市町村がそれぞれ負担することにし、その他の費用については、その三分の二を国庫が負担し、その六分の一を都道府県と市町村がそれぞれ負担することにして

います。

また、平成二十四年六月分以降の子どものための手当の支給に要する費用のうち、受給資格者の前年の所得が一定の額以上である場合の費用については、その三分の二を国庫が負担し、その六分の一を都道府県と市町村がそれぞれ負担することにして

います。

なお、公務員に係る費用については、全額所属庁が負担することにして

います。

第四に、受給資格者が申し出により、子どものための手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払いに充てることができることに

しています。

また、受給資格者が保育料を支払うべき者である場合には、市町村長が子どものための手当の支払いをする際に保育料を徴収することができることに

しています。

このほか、受給資格者は、子どものための手当を市町村に寄附することができることにしています。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十四年四月一日とし、所要の経過措置等を講ずることにしています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○池田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律

(児童手当法の一部改正)

第一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子どものための手当の支給に関する法律
目次中「児童手当」を「子どものための手当」に、「第二十三条」を「第二十二條の二」に改める。

第一条中「児童を、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもに、(「児童手当」を「子どものための手当」に、「家庭」を「家庭等」に、「なう児童の健全な育成及び資質の向上」を「担う子どもの健やかな育ち」に改める。

第二条中「児童手当」を「子どものための手当」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三条第一項中「児童」を「子ども」に改め、「ある者」の下に「であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」を加え、同条第二項中「児童」を「子ども」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六條の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている子ども(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)

二 児童福祉法第二十四條の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七條第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二條に規定する障害児入所施設(以下「障害児入

所施設」という。)に入所し、又は同号若しくは同法第二十七條の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七條に規定する乳児院、同法第四十一條に規定する児童養護施設、同法第四十三條の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四條に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法第十九條第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和五十五年法律第三十七号)第十六條第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十條第一項ただし書の規定により同法第三十八條第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同法第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六條に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施

設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第二章 子どものための手当の支給

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「支給要件」を付し、同条第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「が日本国内に住所を有するとき」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件子ども」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合に於ては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(施設入所等子どもを除く。以下この章において「中学校修了前の子ども」という。)

ロ 中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあるときは、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支

給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども(以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

第四条第二項中「前項第一号又は第三号」を「第一項第一号又は第二号」に、「父及び母が」ともに「父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が」に、「児童」を「子ども」に、「又は母」を「若しくは母、未成年後見人又は父母指定者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の場合において、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該子どもは、当該未成年後見人のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第四条に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合(当該いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)

とみなす。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に、「一万円に児童手当の支給要件に該当する者以下」を「受給資格者」という。に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額を「次の各号に掲げる子どものための手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子どものための手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。）三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。）

以下は、出生の日から三年を経過した子どもとする。であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

（1）当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了

了前の子どもである場合 次の（i）から（iii）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）から（iii）までに定める額

（i）当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

（ii）当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

（iii）当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

（2）当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の（i）又は（ii）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i）当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

（ii）当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子

どもの数を乗じて得た額を合算した額

（3）当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

口 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どものうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の（i）又は（ii）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i）当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいらない場合には、零とする。）とを合算した額

（ii）当該支給要件子どものうち小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了

了前の子ども（二）の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども（二）の数を乗じて得た額を合算した額

（2）当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子ども（二）の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子ども（二）の数を乗じて得た額を合算した額

ハ 子どものための手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

（1）当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

（2）当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいらない場合には、零とする。）とを合算した額

（3）当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件子どものうち三歳以上小学校修了前の子どもがいらない場合には、零とする。）とを合算した額

第六条第二項中「前項」を「子どものための手当」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条第一項中「受給資格者」を「子どものための手当の支給要件に該当する者」第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。に、「児童手当」を「子どものための手当」に、「住所地」を「厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「住所」の下に「（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を加え、「児童手当」を「子どものための手当」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第九条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第十條中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第十一条中「児童手当」を「子どものための手当」に、「差しとめる」を「差し止める」に改める。

第十二条の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条中「児童手当の受給資格者」を「子どものための手当の一般受給資格者」に、「児童手当」を「子どものための手当（その者が監護していた中学校修了前の子どもであつた者に係る部分に限る。）で、（その者が監護していた支給要件児童を「当該中学校修了前の子ども」に、「児童手当」を「子どものための手当」を「に改め、同条に次の二項を加える。

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三條第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子どものための手当（当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者にその未支払の子どものための手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子どものための手当の支給があつたものとみなす。

第十三條中「児童手当」を「子どものための手当」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十四條中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

当に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第十六條中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第十七條第一項中「（以下）」の下に「（一般受給資格者を、「住所地」の下に「（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を加え、同条第二項中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。

第十八條の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に、「は、その十分の七を（三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子ども）については、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この章において同じ。）に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。は、その十分の七に、（十分の一）を「四十五分の十六に、（都道府県をが負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県に改め、同条第五項中「又は第二項を」から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「掲げる児童手当」を「掲げる子どものための手当」に改め、同項第一号中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「費用」の下に「（当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分を除く。）を加え、同項第二号及び第三号中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「費用」の下に「（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分を除く。）を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「公務員」の下に「（施設等受給資格者である公務員を除く。）を加え、「児童手当」を「子どものための手当」に、「は、その三分の一を（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に、（都道府県をが負担し、その六分の二に相当する額を都道府県に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一を（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に、（都道府県をが負担し、その六分の二に相当する額を都道府県に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用（三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子ども）については、出生の日から三年を経過した子どもとする。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（次条において「三歳以上中学校修了前の子ども」という。）に係る子どものための手当の額に係る部分に限る。は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の二に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

第十九條中「児童手当」を「子どものための手当」に、「被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれを（次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額を）に改め、同条に次の各号を加える。

一 被用者に対する費用（三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 四十五分の三十七

二 被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

三 被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。） 三分の二

第二十條第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「支給に要する費用」の下に

「三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。」を加え、「第二十九條の二」を「第二十九條の二第一項」に、「児童育成事業」を「子ども育成事業」に改める。

第二十一条第二項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「支給に要する費用」の下に「三歳に満たない子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。」を加え、「十分の七」を「十五分の七」に、「第二十九條の二」を「第二十九條の二第一項」に、「児童育成事業」を「子ども育成事業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

第四章中第二十三條の前に次の四條を加える。

ものための手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第十一條第二項に規定する学校給食費(次項において「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六條第三項の規定により徴収する費用(同法第五十一條第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(次項において「中学校修了前の子ども」という。)に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子どものための手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

(子どものための手当に係る寄附)
第二十二條の二 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子どものための手当を支給する市町村に対し、当該子どものための手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子どものための手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子どものための手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十二條の三 市町村長は、受給資格者が、子どものための手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該子どものための手当(同項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

場合において、第七條(第十七條第一項において読み替へて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子どものための手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下この項において「特別徴収」という。)の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者(以下この項において「特別徴収対象者」という。)に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子どものための手当の取扱い)
第二十二條の五 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子どものための手当を支払ふこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子どものための手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子どものための手当の支給があつたものとみなす。

第二十三條第一項及び第二項並びに第二十五條中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第二十六條第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「受けている者の下

「(個人である場合に限る。)」を加え、「前年の所得の状況及び」を削り、同条第二項中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第二十七條第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第二十八條中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、「受給資格者の資産又は収入の状況につき」を削る。

第二十九條第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第二十九條の二の見出しを「子ども育成事業」に改め、同条中「児童手当」を「子どものための手当」に、「児童育成事業」を「子ども育成事業」に、「育児」を「子育て」に、「児童の」を「子どもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 全国的な事業主の団体は、前項に規定する子ども育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

第二十九條の三「法律」の下に「第二十二條の二から第二十二條の五まで及び」を加える。

第三十一條中「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

附則第二條から第八條までを削り、附則第一條の見出し及び条名を削る。

(子どものための手当の支給に関する法律の一部改正)

第二條 子どものための手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中、「又は」を「若しくは同法第二十七條第二項の規定により同法第六條の二第三項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は」に改め、同項第三号及び第四号中「属している者」の下に「(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母がその子である子どもと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを除く。)」を加える。

第四條第一項第一号イ中「この章」の下に「及

び次章を加え、同項第四号中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改め、「障害児入所施設、」の下に「指定医療機関、」を加える。

第六条第一項中「子どものための手当は」を「子どものための手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。)」に、「子どものための手当の区分」を「場合の区分」に改め、同項第一号中「(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。)」を「(支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。))の前年の所得(一月から五月までの月分の子どものための手当については、前々年の所得とする。以下この条及び次章において同じ。))が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等子どもを除く。以下「扶養親族等」という。))並びに当該一般受給資格者の扶養親族等でない子どもで当該一般受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて政令で定める額未満である場合」に、「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同号イ中「この号において同じ」を「同じ」に、「この号において」を「この号及び第三号において」に改め、「(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。)」を削り、同号ハを削り、同項第二号を次のように改める。

二 一般受給資格者の前年の所得が、前号に規定する政令で定める額以上である場合
五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額

第六条第一項に次の一号を加える。

三 一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前

の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の子どもに係る額を合算した額

第六条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 子どもための手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。))は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。以下同じ。))の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。))であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「三歳以上中学校修了前の施設入所等子ども」という。))の数を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第七条第一項中「子どものための手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)」を「一般受給資格者」に改める。

第十二条第二項中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改める。

第十八条第一項中「(以下同じ。)」の下に「である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるもの」を加え、「(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この章において同じ。)」を削り、「同項を」第二十条第一項に改め、同条第二項中「被用者」の下に「である一般受給資格者

のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるもの」を、「ある者」の下に「施設入所等子どもを除く。」を加え、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、「(第二十六条第一項の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項を第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。))

3 被用者である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額以上であるものに対する子どものための手当の支給に要する費用(中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。))は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

4 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。))は、その十五分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

5 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。))は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

第十九条第一号及び第二号中「被用者」の下に「である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 被用者である一般受給資格者のうち前年

の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額以上であるものに対する費用(中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)) 三分の二

四 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)) 四十五分の三十七

五 被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)) 三分の二

第二十条第一項中「被用者」の下に「である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるもの」を、「及び」の下に「被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。))」を加える。

第二十一条第二項中「被用者」の下に「である一般受給資格者のうち前年の所得が第六条第一項第一号に規定する政令で定める額未満であるもの」を、「(限る。)」の下に「及び被用者である施設等受給資格者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳に満たない施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。))」を加える。

第二十六条第一項中「受けている者」を「受けている一般受給資格者」に改め、「(に対し。)」の下に「前年の所得の状況及び」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八条第一項の規定により子どものための手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。))は、厚生労働省令

で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十条の規定 公布の日

二 第二条の規定並びに附則第十条から第十三条まで及び第十五条の規定 平成二十四年六月一日

(認定等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第六条(同法第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けている者(同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されてい

ない者及び同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者を除く。)が、施行日において子ども手当のための手当の支給要件に該当するときは、その者に対する子ども

のための手当の支給に関しては、施行日において第一条の規定による改正後の子ども手当のための

手当の支給に関する法律第七条第一項(同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定(以下この条及び次条において「子ども手当のための手当の支給認定」という。)があったものとみなす。こ

の場合において、その子どものための手当の支給認定があったものとみなされた子どものための

手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

2 前項の規定により子ども手当のための手当の支給認定があったものとみなされた者以外の者であつて、施行日の前日において第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」

という。)第七条(旧児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに旧児童

手当法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八

条第四項において準用する旧児童手当法第七

条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けているものが、施行日にお

いて子ども手当のための手当の支給要件に該当する

場合であつて、子ども手当のための手当の支給を受けようとするときは、子ども手当のための支給認定の請求をしなければならない。

(附則第二条第一項の規定により子ども手当のための手当の支給認定があつたものとみなされた者に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により子ども手当のための手当の支給認定があつたものとみなされた者に係る第一条の規定による改正後の子ども手当のための手当の支給に関する法律第十八条第六項の規定の適用については、同項中「第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行日(以下この項において「施行日」という。)の属する月から平成二十四年五月までの間」と、「当該認定の請求をした

際」とあるのは「施行日」とする。
(児童手当及び特例給付等の支給に関する経過措置)
第四条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当並びに旧児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付(以下「特例給付等」という。)の支給については、なお従前の例による。
(児童手当及び特例給付等に要する費用の負担に関する経過措置)
第五条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当及び特例給付等に要する費用については、なお従前の例による。
(拠出金の徴収に関する経過措置)
第六条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当

及び旧児童手当法附則第六条第一項の給付並びに平成二十一年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二十九条の二に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

(事業費充当額相当率の設定に関する経過措置)
第七条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の子ども手当のための手当の支給に関する法律第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。

2 平成二十五年年度においては、第一条の規定による改正後の子ども手当のための手当の支給に関する法律第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の子ども手当のための手当の支給に関する法律第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度における事業費充当額相当率は、平成二十四年度以降」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

(平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する経過措置)
第八条 平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の子ども手当について平成二十二年

度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定(旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(平成二十三年年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に関する経過措置)
第九条 平成二十三年十月から平成二十四年三月

までの月分の子ども手当について平成二十三年

度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定(旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(子ども手当の額に関する経過措置)
第十条 第二条の規定による改正前の子ども手当のための手当の支給に関する法律の規定による平成二十四年五月以前の月分の子ども手当のための手当の額については、なお従前の例による。

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)
第十一条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に第二条の規定による改正後の子ども手当のための手当の支給に関する法律(以下この条及び次条において「新子ども手当法」という。)第七

条第一項(新子ども手当のための手当支給法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当のための手当の支給は、新子ども手当のための手当支給法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の子ども(新子ども)のための手当支給法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の子どもをいう。以下この条及び次条において同じ。)と障害者支援施設等(新子ども)のための手当支給法第三条第三項第三号に規定する障害者支援施設若しくは

は、その子の園又は同項第四号に規定する救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)に入所していることにより子どものための手当の支給要件(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項(新子ども)のための手当支給法第四

条第一項第一号に係るものに限る。)に該当しているもの 同月

二 平成二十四年六月一日において指定医療機関(新子ども)のための手当支給法第三号第三項第二号に規定する指定医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)の設置者として現に中学校修了前の施設入所等子ども(新子ども)のための手当支給法第四号第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等子どもをいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育していることにより子どものための手当の支給要件(新子ども)のための手当支給法第四号第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等子どもと障害者支援施設等に入所することとなったことにより子どものための手当の額の増額するに至ったもの 同月

三 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の子どもと障害者支援施設等に入所することとなったことにより子どものための手当の額の増額することとなるに至ったもの 同月

四 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に子どものための手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等子どもを養育することとなったことにより新子ども)のための手当支給法第四号第一項第四号に掲げる者に該当するに至つた者、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第十二条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新子ども)のための手当支給法第九号第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子どものための手当の額の改定は、同項の規定

にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の子どもと障害者支援施設等に入所していることにより子どものための手当の額の増額することとなるに至つたもの 同月

二 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の子どもと障害者支援施設等に入所することとなったことにより子どものための手当の額の増額することとなるに至つたもの 同月

三 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等子どもを養育することとなったことにより子どものための手当の額の増額することとなるに至つた者、その者が当該中学校修了前の施設入所等子どもを養育することとなった日の属する月の翌月

第十三条 第二条の規定による改正前の子どものための手当の支給に関する法律の規定による平成二十四年五月以前の月分の子どものための手当に要する費用については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八号中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第百十号中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

第百十一号第六項中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改め、同項第一号イ中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、同項第二号イ中「児童手当交付金」を「子どものための手当交付金」に改め、同号二中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同号ホ中「児童育成事業費」を「子ども育成事業費」に改め、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改める。

第百十二号中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

第百十三号第四項中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「及び第二項」を「第三項まで」に、「児童手当の」を「子どものための手当の」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に、「児童手当」を「子どものための手当」に改める。

第百十四号第八項中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

第百十八号の見出し中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当交付金」を「子どものための手当交付金」に、「児童育成事業費」を「子ども育成事業費」に改め、同条第二項中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改め、同条第三項中「児童手当交付金」を「子どものための手当交付金」に、「児童育成事業費」を「子ども育成事業費」に、「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

第百十九号中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

第百二十号第二項第四号中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「第二項及び第四項」を「第三項まで及び第五項」に改める。

第百二十一号並びに第百二十三号第一項及び第四項中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に改める。

附則第三十一条の二の前の見出しを削り、同条及び附則第三十一条の三を次のように改める。

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。

この場合における第百八条、第百十号、第百十一号第六項及び第七項、第百十二号、第百十三号第四項、第百十四号第八項、第百十八号、第百十九号、第百二十号第二項、第百二十一号並びに第百二十三号第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「子どものための手当」とあるのは「よる子ども」のための手当及び児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。)による児童手当」と、第百十号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一号第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び児童手当法の一部

の金の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び児童手当法の一部

を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五十五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五十五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の

給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五十五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十

二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法

附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第四号中「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附

定によりなおその効力を有するものとされた
同法第一条の規定による改正前の児童手当法
(以下「旧児童手当法」という。)第二十条の抛
出金に關しては、第百五十九条の二の規定を
準用する。この場合において、同条中「子ど
ものための手当の支給に關する法律」とある
のは「平成二十二年法律等における子ども手
当の支給に關する法律(平成二十二年法律第十
九号)第二十條第一項の規定により適用され
る児童手当法の一部を改正する法律(平成二
十四年法律第 号)附則第八條の規定に
よりなおその効力を有するものとされた同法
第一条の規定による改正前の児童手当法」と、
「子どもための手当抛出金」とあるのは「子
どもも手当抛出金」と読み替へるものとす
る。

律第 号 附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとするに改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第二十六条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に改め、同条中「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に、「第二十条第一項第四号を」第二十条第一項第三号に改める。

附則第三条の見出し中「児童手当法を」旧児童手当法に改め、同条中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」、「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に、「における児童手当法を」における旧児童手当法に、「児童手当法とする」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとするに改める。

附則第四条の見出し中「児童手当法を」旧児童手当法に改め、同条中「関する第八条の規定

の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」、「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に、「における児童手当法を」における旧児童手当法に、「児童手当法とする」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとするに改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十八条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十七条(見出しを含む。)中「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に改める。

附則第六項の見出し中「児童手当法を」旧児童手当法に改め、同項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」、「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に、「における児童手当法を」における旧児童手当法に、「児童手当法とする」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法

律第 号 附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとするに改める。

附則第七項の見出し中「児童手当法を」旧児童手当法に改め、同項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」、「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に、「における児童手当法を」における旧児童手当法に、「児童手当法とする」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」と読み替えるものとするに改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第三十条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出し中「児童手当法を」子どものための手当に改め、同条中「児童手当法を」子どものための手当の支給に関する法律に改め、「(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「受けているもの」の下に「(同法第十条の規定により子ども

のための手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により子どものための手当の支払を一時差し止められている者を除く。)」を加え、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)」及び「児童手当又は特例給付等」を「子どもための手当」に、「同法第七条第一項を」同項に改め、「(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第五条を削る。

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日に成立する前条の規定による改正後の地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人に関する同法第六十三条の規定の適用については、同条中「子どもための手当の支給に関する法律(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第六条第一項」と、「同法第十条の規定により子どもための手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により子どもための手当」とあるのは「同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十条の規定により子ども手当」と、「同項」とあるのは「子どもための手当の支給に関する法律(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項」とする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三十二条 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「児童手当を」子どものための手当に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第三十三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に
関する法律平成十六年法律第百二十一号の一
部を次のように改正する。

第九条(見出しを含む)中「児童手当法」を「子
どものための手当の支給に関する法律」に改め
る。

附則第六項の見出し中「児童手当法」を「旧児
童手当法」に改め、同項中「関する第九条の規定
の適用については」を「関しては、第九条の規定
を準用する。この場合において」に、「児童手
当法」を「子どものための手当の支給に関する
法律」に、「おける児童手当法」を「おける旧児
童手当法」に、「児童手当法」とする「を児童手
当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第
号)附則第八條の規定によりなおその効
力を有するものとされた同法第一条の規定によ
る改正前の児童手当法」と読み替えるものとす
る」に改める。

附則第七項の見出し中「児童手当法」を「旧児
童手当法」に改め、同項中「関する第九条の規定
の適用については」を「関しては、第九条の規定
を準用する。この場合において」に、「児童手
当法」を「子どものための手当の支給に関する
法律」に、「おける児童手当法」を「おける旧児
童手当法」に、「児童手当法」とする「を児童手
当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第
号)附則第九條の規定によりなおその効
力を有するものとされた同法第一条の規定によ
る改正前の児童手当法」と読み替えるものとす
る」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法
律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の判事補及
び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第
七項に規定する弁護士職務従事職員に関する附
則第六條の規定によりなお従前の例によること
とされた旧児童手当法第二十条第一項に規定す
る拠出金の徴収については、前条の規定による
改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に
関

する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前
の例による。

(日本年金機構法の一部改正)

第三十五条 日本年金機構法(平成十九年法律第
百九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二
十七条第二項第一号及び第四十八条第一項中
「児童手当法」を「子どものための手当の支給に
関する法律」に改める。

附則第十一条中「児童手当法」の下に「(昭和四
十六年法律第七十三号)」を加える。

附則第十八条第三項中「第一項」の下に「及び
第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条
第二項中「前項」を「前二項」に、「及び附則第
八条第一項」を「並びに附則第十八条第一項及び
第二項」に、「若しくは特定障害者に対する特別
障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法
律第百六十六号)」を「特定障害者に対する特
別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年
法律第百六十六号)、児童手当法の一部を改正
する法律(平成二十四年法律第 号)附則第
四條から第六條までの規定によりなお従前の例
によることとされた同法第一条の規定による改
正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三
号。以下「旧児童手当法」という。)、平成二十
二年度等における子ども手当の支給に関する法律
(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十
二年度子ども手当支給法」という。)、平成二十
二年度等における子ども手当の支給に関する法律
(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十
二年度子ども手当支給法」という。)」に改め、
改正する法律附則第八條の規定によりなおその
効力を有するものとされた旧児童手当法若しく
は平成二十三年度における子ども手当の支給等
に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七
号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別
措置法」という。)、第二十条第一項、第三項及び
第五項の規定により適用される児童手当法の
一部を改正する法律附則第九條の規定によりな
おその効力を有するものとされた旧児童手当法
に、「船員保険法若しくは特定障害者に対する

特別障害給付金の支給に関する法律」を「船員保
険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支
給に関する法律、児童手当法の一部を改正する
法律附則第四條から第六條までの規定によりな
お従前の例によることとされた旧児童手当法、
平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一
項の規定により適用される児童手当法の一部を
改正する法律附則第八條の規定によりなおその
効力を有するものとされた旧児童手当法若しく
は平成二十三年度における子ども手当の支給等
に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七
号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別
措置法」という。)、第二十条第一項、第三項及び
第五項の規定により適用される児童手当法の
一部を改正する法律附則第九條の規定によりな
おその効力を有するものとされた旧児童手当法
に、「船員保険法若しくは特定障害者に対する

特別障害給付金の支給に関する法律」を「船員保
険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支
給に関する法律、児童手当法の一部を改正する
法律附則第四條から第六條までの規定によりな
お従前の例によることとされた旧児童手当法、
平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一
項の規定により適用される児童手当法の一部を
改正する法律附則第八條の規定によりなおその
効力を有するものとされた旧児童手当法若しく
は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第
二十条第一項、第三項及び第五項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律附
則第九條の規定によりなおその効力を有するも
のとされた旧児童手当法に、「又は特定障害者
に対する特別障害給付金の支給に関する法律」
を「特定障害者に対する特別障害給付金の支
給に関する法律、児童手当法の一部を改正する
法律附則第四條から第六條までの規定によりな
お従前の例によることとされた旧児童手当法、
平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一
項の規定により適用される児童手当法の一部を
改正する法律附則第八條の規定によりなおその
効力を有するものとされた旧児童手当法又は平
成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十
条第一項、第三項及び第五項の規定により適用
される児童手当法の一部を改正する法律附則第
九條の規定によりなおその効力を有するものと
された旧児童手当法」に改め、「及び附則第十二
条第一項」を削り、「とする」を「と、附則第十二
条第一項中「第二十七條」とあるのは「第二十七
條及び附則第十八條第一項」とする」に改め、同
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

二 機構は、第二十七條及び前項に規定する業
務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一 児童手当法の一部を改正する法律(平成
二十四年法律第 号)附則第四條から
第六條までの規定によりなお従前の例によ
ることとされた同法第一条の規定による改
正前の児童手当法(以下この項において「旧
児童手当法」という。)、第二十二條第三項に
規定する権限に係る事務及び児童手当法の
一部を改正する法律附則第四條から第六條
までの規定によりなお従前の例によること
とされた旧児童手当法第二十二條第八項に
規定する事務を行うこと。
二 平成二十二年度等における子ども手当の
支給に関する法律(平成二十二年法律第十
九号)第二十條第一項の規定により適用さ
れる児童手当法の一部を改正する法律附則
第八條の規定によりなおその効力を有する
ものとされた旧児童手当法第二十二條第三
項に規定する権限に係る事務及び平成二十
二年度等における子ども手当の支給に関す
る法律第二十條第一項の規定により適用さ
れる児童手当法の一部を改正する法律附則
第八條の規定によりなおその効力を有する
ものとされた旧児童手当法第二十二條第八
項に規定する事務を行うこと。
三 平成二十三年度における子ども手当の支
給等に関する特別措置法(平成二十三年法
律第百七号)第二十條第一項、第三項及び
第五項の規定により適用される児童手当法
の一部を改正する法律附則第九條の規定に
よりなおその効力を有するものとされた旧
児童手当法第二十二條第三項に規定する権
限に係る事務並びに平成二十三年度におけ
る子ども手当の支給等に関する特別措置法
第二十條第一項、第三項及び第五項の規定
により適用される児童手当法の一部を改正
する法律附則第九條の規定によりなおその
効力を有するものとされた旧児童手当法第
二十二條第八項に規定する事務を行うこ
と。
附則第七十五條及び第七十六條を削り、附則
第七十七條を附則第七十五條とする。
(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年四月三日印刷

平成二十四年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A